

(2) 保育を必要とする事由

保育所などでの保育を希望される場合の2・3号認定(保育認定)には、次の①～⑩の事由のいずれかに該当することが必要です。また、同時の保育必要量の認定を行います。保育必要量の区分には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分があり、区分により保育利用時間と保育料が異なります。

	事由	2号、3号認定		保育利用可能期間
		保育必要量		
		保育標準時間	保育短時間	
①	就労(月48時間以上)	就労時間等によって判断		小学校就学前まで
②	妊娠・出産	○		3か月(産前6週～産後8週まで)
③	疾病・障害	○		小学校就学前まで
④	同居親族の介護・看護	○		小学校就学前まで
⑤	災害復旧	○		小学校就学前まで
⑥	求職活動		○	最長3か月(年度途中の入所は不可)
⑦	就学(職業訓練含む)	○		卒業予定日の月末まで
⑧	虐待・DVのおそれ	○		小学校就学前まで
⑨	育児休業取得中		○	必要な期間
⑩	その他	状況によって判断		必要な期間

※就労を事由とする場合は、就労時間によって保育利用時間が分かれますのでご注意ください。

(3) 保育利用時間

区分に応じた保育利用時間は次のとおりです。

	利用時間	
保育標準時間	最長 11 時間	7:00～18:00の間(フルタイム就労を想定した利用時間)
保育短時間	最長 8 時間	8:30～16:30の間(パートタイム就労を想定した利用時間)

(4) 保育料の決定方法

□算定方法

保育料は保護者(父、母)の町民税額と、お子さんの年齢を基に算定します。ただし、所得状況や扶養関係によっては、祖父または祖母の税額も合算される場合があります。

□算定根拠となる町民税額の年度

	施設利用する月	町民税該当年度
利用月と町民税該当年度	4月から8月まで	平成30年度 町民税額
	9月から3月まで	平成31年度 町民税額

(5) 入園面接について【12月中】

- 新規・転園希望の児童の家庭を対象に面接を実施します。
- 書類だけでは把握できないご家庭の状況や、お子さんの様子についてお伺いします。
- 申込みを受け付けた後、別途、面接案内を郵送にて通知します。

(6) 平成31年度の年度途中(4月以降に入園)希望について

- 産休および育休明けの平成31年度途中入園も、期間内(10月9日から11月9日まで)に必ずお申し込みください。
- 求職中の方は、年度途中の入園予約はできません。
- 近年、途中入園は大変厳しくなっております。申込期間を過ぎての年度内入園受付はご希望に添えない場合もあります。

(7) 既に入園しているお子さんの継続利用について

すでに保育所・認定こども園を利用している場合は、10月頃に現況届等の提出をお願いする予定です。

平成31年度 保育所・認定こども園の 入園申込開始

■問合せ 保健福祉課 47-8007

施設	南条こども園	今庄なないろこども園	湯尾保育所・河野保育園
受入対象乳幼児	満6か月児～5歳児	生後9週以降の乳幼児～5歳児	満6か月児～5歳児
入所・入園条件	(幼稚園部分)3歳児～小学校就学前まで (保育部分)家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された乳幼児		家庭において必要な保育を受けることが困難と認定された乳幼児
入園申込兼認定申請受付期間	平成30年10月9日(火)～11月9日(金)		
書類の配布場所・提出先	利用を希望する施設(保育所・認定こども園)、保健福祉課		

入園申込の流れ



保育所・認定こども園の利用にあたって

(1) 支給認定について

保育所・認定こども園を利用するには「支給認定証」が必要です。保護者の皆さんは、利用のための認定を受け、町から認定結果に応じた「支給認定証」の交付を受けます。下記の3つの区分に応じて利用施設(サービス)が決まってきます。

認定区分	対象となるお子さん	利用施設
1号認定	教育標準時間 3歳以上のお子さんで、保育を必要とせず認定こども園を希望する場合	認定こども園
2号認定	保育認定 3歳以上で保育を必要とする事由により家庭で必要な保育を受けることが困難なお子さん	保育所、認定こども園
3号認定	保育認定 3歳未満で保育を必要とする事由により家庭で必要な保育を受けることが困難なお子さん	保育所、認定こども園